

えるぼし認定 くるみん認定 プラチナくるみん認定を目指しましょう

えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができる認定制度です。(メリット)

★認定マークを商品や広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。

★優秀な人材確保や企業イメージの向上等が期待できます。

評価項目

【評価項目1:採用】

【評価項目2:継続就業】

【評価項目3:労働時間等の働き方】

【評価項目4:管理職比率】

【評価項目5:多様なキャリアコース】

※5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定の段階が3段階あります。

1段階目



5つの基準のうち
1つまたは2つ

2段階目



5つの基準のうち
3つまたは4つ

3段階目



5つの基準
全て

満たさない基準については、2年以上連続してその実績が改善している必要があります。

認定企業は、評価項目に係る実績を厚生労働省のウェブサイト「女性の活躍推進企業データベース」に公表を行っています。

女性活躍 データベース

検索

「くるみん認定」と「プラチナくるみん認定」

○子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)が企業に対して行う認定です。企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定、**くるみん認定**を受けることができます。

○また、**くるみん認定企業**のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定、**プラチナくるみん認定**を受けることができます。

○子どもが生まれた後も働き続けられる、仕事と家庭の両立に積極的な企業を探すヒントにしましょう。

○くるみん認定、プラチナくるみん認定の基準はこちら

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/

○認定基準には、男女労働者の育児休業取得率や法定時間外労働時間の実績などが含まれています。



プラチナくるみん「特例認定」を受けた企業は、毎年少なくとも1回、自社の次世代育成支援対策の実施状況を厚生労働省ウェブサイト「両立支援のひろば」へ公表しています。
<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定についてのお問い合わせは

三重労働局雇用環境・均等室 (☎059-226-2318)まで



中小機構中部からのお知らせ

節税対策～ご存知でしたか？

小規模企業共済制度は、個人事業主だけでなく、その共同経営者の方々も(2人まで)ご加入いただくことができます。例えば、配偶者や子女、それ以外の方でも、事業主が小規模企業者であることを前提に、「①事業の重要な業務執行の決定に関与していること、または、事業に必要な資金を負担していること。②業務執行に対する報酬を受けていること。」等を条件にご加入いただくことが出来ます。是非一度、お近くの組合もしくは金融機関等(加入窓口)にご相談ください。

また、会社等法人形態をとられているところでも、代表者の方のみがご加入されているケースがありますが、代表者以外の役員、監査役もご加入いただくことが出来ますので、ご加入の有無をご確認ください。

◎小規模企業共済・・・国がつくった、安心で「お得」な制度です。「お得」:掛金も共済金も税制上のメリットを受けられます!

◆掛金は全額所得控除!※1 ◆共済金は退職所得扱い!(一括受取りの場合)※2

創業間もない方は将来に備えて、還暦から始めても十分お得です!

※1年間最大で84万円の控除。国民年金基金、iDeCoとの併用も可能です。 ※2退職所得の控除は、勤続年数(本制度加入期間)20年まで1年当たり40万円、勤続年数(同上)21年からは1年当たり70万円までが控除され、残りの金額(退職所得控除を上回る金額)の2分の1に対し、所得税及び地方税がかかります。

本制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

【お問い合わせ先】中小機構コールセンター 電話:050-5541-7171(平日:9時~18時)